10　第四項から第八項までの規定は、前項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第九項に
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第四項第二号	前項	第九項
第五項	第三項	第九項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
第七項の表第七十四条の十二第一項の項及び第七十四条の十二第二項の項	第三項	第九項
	同項	同項及び第四項
	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第七項の表第七十四条の二十第一項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の二十一第一項の項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
第七項の表第七十四条の二十一第二項及び第七十四条の二十二第一項各号列記以外の部分の項、第七十四条の二十二第一項の項、第七十四条の二十二第二項の項、第七十四条の二十二の二第一項の項、第七十四条の二十二の二第二項の項、第七十四条の二十三第一項の項及び第七十四条の二十三第三項の項	附則第十二条第六項	附則第十二条第十項において準用する同条第六項
第八項	、第三項	、第九項

11　平成三十年四月一日前に二十八年新法第七十四条の二第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき百五円とする。

12　第四項から第八項までの規定は、前項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第十一項に
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第四項第二号	前項	第十一項
第五項	第三項	第十一項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第七項の表第七十四条の十二第一項の項及び第七十四条の十二第二項の項	第三項	第十一項
	同項	同項及び第四項
	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第七項の表第七十四条の二十第一項の項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第七十四条の二十一第一項の項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日